

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 愛知県立自然公園 県内にある優れた自然の風景地（国定公園の区域を除く。）であつて、知事が第四条の規定により指定するものをいう。
- 二 公園計画 愛知県立自然公園（以下「県立自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、県立自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。
- 四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、県立自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

### （財産権の尊重及び他の公益との調整）

第三条 省略

## 第二章 指定、公園計画及び公園事業

### （指定）

第四条 県立自然公園は、知事が、関係市町村の申出により、愛知県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

- 2 知事は、県立自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 3 県立自然公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

### （指定の解除及び区域の変更）

第五条 知事は、県立自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その区域を拡張する場合には、関係市町村の申出によらなければならない。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、県立自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

### （公園計画の決定）

第六条 公園計画は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

### （公園計画の廃止及び変更）

第七条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

### （公園事業の決定、廃止及び変更）

第八条 公園事業は、知事が決定する。

- 2 知事は、重要と認める公園事業を決定し、廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、公園事業を決定し、廃止し、又は変更したときは、その概要を公示しなければならない。

以下、省略